

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成19年6月15日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 副市長 鈴木 正美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	總 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 田 憲 明	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 會 長	林 久 男
農 業 委 員 會 長	小 田 雄 治	飯 岡 莊 支 配 人	野 口 國 男
病院經理課長	鎚 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問は一問一答制にて行うことにしておりますので、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確な答弁をされるよう特にお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、項目ごとに4回以内とし、質問時間は質問のみの40分以内としておりますので、念のため申し添えます。

木内欽市

議長（嶋田茂樹） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

質問に入ります前に、先にお亡くなりになられました故鈴木正道議員に対しまして心から哀悼の意を表します。人一倍旭市を愛し、また非常に責任感の強い方でしたので、任期半ばで回復できずさぞかし無念であられたことと思います。どうぞこれからも高いところから見守っていただきたいと思います。

平成19年第2回定例会において、私は、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の防止対策について、一般廃棄物の最終処分場について、都市計画の予定について、広報紙の活用につい

での4項目について質問をいたします。市長及び担当課長の明確な答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

合併して間もなく2年になりますが、サービスは高く、負担は低くという宣伝文句がよ過ぎたのか、期待が大き過ぎたのかわかりませんが、合併してよかった、よくなったという声はあまり聞かれませんが、実際には合併したおかげで、毎年削られておりました交付税も10年間は減らされませんし、まちづくり交付金や合併特例債などの有利な財源も使えます。現在、市内の小・中学校すべての耐震診断を終え耐震工事に入っておりますが、これも県内では旭市のみであります。合併した自治体と合併しなかった自治体の差はこれから確実についてくるでしょうが、一般の方々には目の前のできごとにどうしても関心が向き、合併前よりよくなって当たり前で、悪くなると不満になります。その一つが、空きかんのポイ捨てなどの一般廃棄物の不法投棄です。2年前の合併前に比べて確実に増えております。産業廃棄物の不法投棄にしても、当時の職員の方々の努力によって完全に無くなりましたが、ここ一・二か月の間に大型ダンプカーの往来が大分増えてまいりました。

そこで伺います。一般廃棄物、産業廃棄物の現在の不法投棄の状況、今後の防止対策、2点について伺います。

次に、一般廃棄物の最終処分場、櫻井グリーンパークについて質問いたします。

旧海上町の岩井に続き、旧干潟の松沢、そして、現在三つ目の最終処分場櫻井グリーンパークも間もなくいっぱいになると思います。いずれの処分場も当時は反対運動も起こらずスムーズに建設ができたと思いますが、これから新たに建設する場合は、今までのようにはいかなくなるのではないかと心配されます。みんなでごみの処理量を減らすよう努力して1年でも長くもたせないといけません。しかし、ごみは毎日運ばれて埋め立て処分されております。

そこで2点伺います。

1点目は、残りの使用年数はあと何年ぐらいか。

2点目は、次の処分場はどこに設置をする予定なのか伺います。

次に、都市計画について伺います。

良好な住環境を維持するために定められた都市計画法ですが、旧3町にはそういった規制がありませんでしたが、合併して新市となって2年が経過しますのでそろそろ都市計画の網をかぶせる時期になっていると思います。旧3町へのこの後の対応を伺います。

以上、3項目について質問を行いましたが、これらのことはすべて地域住民の理解が得ら

れなければ行うことができません。

そこで最後に広報紙の活用について質問いたします。

今までだと、旧町などは大体各集落に1人か2人の議員がおりました。いわばおらが地区の身近な議員、住民と行政との直接のパイプ役を果たしていたのですが、それが合併して、学区から1人か2人しか議員がいなくなったので行政との距離が遠くなってきていると思います。先ほど質問した最終処分場の問題にしても、都市計画法の区域の編入についても、住民が知らないうちに進められると必ず反感をかきます。市の行事の予定などはもちろんですが、長期的な市のビジョンなどでも、身近な広報紙をもっと活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上で、私の第1回の質問を終わります。

再質問は自席で行います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の防止対策について、1点目の現在の不法投棄の状況をまず説明いたします。

一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄は、海岸線の保安林内や、台地の山林地域などに多く不法投棄されていましたが、現在は大規模な不法投棄は見られません。しかしながら、市内の一部において、私有地で十分に管理されていないところ、民家の少ないところ、田んぼわきや道路わきにゲリラ的に不法放棄、例えば、建築廃材、テレビ、冷蔵庫、タイヤ等がありますが、それらが不法投棄されております。

次に、2番目の現在の不法投棄の防止対策の関係ですけれども、不法投棄の防止対策については、定期的に市内全域に職員による巡回やシルバー人材センターに委託して週五日の環境パトロールの実施、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄の多い場所への防止看板の設置などを行っています。また、各地区より選出された不法投棄監視員の監視活動により、防止に努めております。見つけた場合には、すぐに環境課に連絡をお願いしております。

なお、不法投棄されている産業廃棄物については、県の所管であることから、うちの方で現場確認後、速やかに県の方に通報し連携を図っております。

また、一般廃棄物については、市の所管であることから、環境課において対応、処理をしております。

以上でございます。

すみません、もう一つありました。

一般廃棄物の最終処分場の関係でございます。すみませんでした。

残りの使用年数はということでございます。

現在のグリーンパーク、櫻井最終処分場については、平成9年3月に完成し、5月から埋め立てを開始しております。全体の埋め立て容積は16万8,000立方メートルでございますが、平成18年度末の埋め立て処分場は10万6,000立方メートルとなっております。残余容量は6万1,000立方メートルとなっております。過去の実績から推計しますと、年間の処理量が約1万立米ですので、今後五・六年程度と見込んでおります。

次に、どこに設置するかということでございますけれども、最終処分場については、現在3市の既存施設の残余容量が余り少ない状況でございます。ごみ処理広域計画では総合処分も念頭に入れていることから、新たな最終処分場については広域で新たに建設し、一元化して処理することを考えております。新最終処分場については、焼却施設を除く他の2市から建設することが公平であると考えております。

以上でございます。失礼しました。

議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 都市計画についてお答えさせていただきます。

都市計画につきましては、広域的な観点から、行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも旧3町を含めまして、新市を一つの都市計画区域に指定しまして、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいと考えております。

今後の予定でございますけれども、都市計画区域の見直し、それから、それに基づきまして用途地域の見直し、これは平成19年度から平成21年度にかけて行いたいと思っております。それから、それに並行しまして、都市マスタープランの策定ですね。これも同じく平成19年度から平成21年にかけて行っています。

あと、最後にですが、都市計画決定、それから変更手続き等、これは平成21年度以降になると思います。

それから、旧3町への住民の周知でございますけれども、当然これは十分していかなければならないと思っております。まず、都市計画マスタープランの素案ができた段階で、地区別説明会の開催、それから広報、ホームページに掲載するなどしまして、広く市民への周知を図っていきいたいと思っております。

それから、当然市民の意見を十分反映させながら計画を策定していきたいと考えておりま

す。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、広報紙の活用についてのご質問にお答えいたします。

木内議員の方から、市のビジョンなど、十分載せて広報紙の活用をもっと図れというご意見でございます。

広報紙は、ご存じのとおりでございますが、市民の皆様には市の施策、予算、決算、その行政情報をわかりやすく提供することで市民の皆さんの市政へのご理解、ご協力を深めていただくために発行しているものでございます。現在も行政情報等かなり載せているつもりなんです、年間を通しましてその部分が少ないように感じておられるというご意見だと思います。基本計画決定の時期には広報に載せておりますし、予算特集、決算特集に絡めまして政策的なものを載せたり、年に一度の施政方針も広報掲載しているつもりなんです、若干足りないというご意見のようですので、我々の方ももっと努力いたしまして、担当課と協議する中で、適当な時期、内容を十分吟味いたしまして、掲載できるよう検討いたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、一般廃棄物の不法投棄の現場ということでございますが、これは、合併前は各町の場合ですと、老人クラブであるとか、各区の方々の協力をいただいて月に2回程度空きかん拾い等をやってもらっておりましたが、現在は、そういうことがちょっと変わったせいか、だいぶ不法投棄が目立ちます。いわゆる空きかんなどの散乱ごみ、これはごみがごみを呼びますので、ゴミゼロのときには確かにきれいになりましたが、あとはもう散乱ごみが増えているというのが非常に目につきます。ですから、恐らく市街地ではそんなにはないと思うんですが、これも一応不法投棄ですので、旧町あたりは、ほかにも全域ではありますが、激しいところを把握していますでしょうか。ちょっとお尋ねします。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） 不法投棄の関係でございますけれども、結構、地域住民からうちの方に連絡があります。それらに対して、うちの方現場確認して対処しております。そういう状況でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市）では続いて、防止策について1回目の質問を行います。

一番問題なのは、やはり産業廃棄物の不法投棄です。

実は、けさも1時間ほど広域農道のところで私見ていましたら、1時間のうちに銚子方面に向かっていく大型ダンプが16台、帰る車が既にもう2台です。そうしますと、積んでいるものは大体同じような形状の、建設廃材はありませんでした。結局、建設廃材などというのは、今、リサイクル法とか何とか解体現場で、その場で全部鉄は鉄、コンクリはコンクリ、ガラスはガラス、全部分別させられますので、そういった不法投棄はもうできないので、ですから無くなりました。一番問題なのは、今騒がれております硫酸ピッチです。これは、灯油とA重油を混ぜると発生する物質です、硫酸ピッチ。もともとが、不正軽油をつくるために、そのために発生する廃棄物ですから正規の処分はできないんです。不法投棄以外処分できないんです。ですから、それが、首都圏から近いこの台地に、目をつけられますと非常な問題になります。

実際に、北総台地には合併前は70万トンとも80万トンとも言われる不法投棄が既に投棄されております。これはほとんどが、先ほど言ったように建設廃材であるとか、それに伴うコンクリのがらであるとか廃プラスチック、こういうものだと思います。これが害がある無いで、無いとか、そういうことを言っているわけではありませんが、これからは、それ以上に害のあるものが今度は増えてくると。これを撤去するとなると、物すごい金額がかかりますね。手島ですか、あれは60万トンの不法投棄を撤去するのに10年かかるんですね。それでその処理料が490億円です。ですから、この台地に目をつけられて、そういうことになると大変な問題ですので、これを未然に防いでいただきたいというのが趣旨でございます。ですから大型ダンプが何台も来ていますが、これは本当の建材のダンプならいいんですが、これの行き先あたりは把握しておりますか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 大型ダンプが通っていることは住民から聞いておりますけれども、当地域において捨てられているとか、そういう確認はとっておりません。

また、不法投棄と言いますか産廃の場合は、ご存じのように、県の方で所管していますので、海匠事務所の方、うちの方確認しておりますけれども、特に大きなものは捨てられているという情報を得ておりません。ですから、当地域においては、そういうことはないと思っております。

やはり、監視体制は言われるように最も大事なことです。うちの方の職員も当然ながら見に行きますし、先ほどお話ししましたように地域住民からの情報が結構多いものですから、それらをうまく使いまして、不法投棄の起こらないような体制づくりに努めていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、不法投棄の問題3回目の質問を行います。

やはり把握してないということですが、実際にここ一・二か月で急に増えているんです。当然、彼らは法の違反をしてるわけですから厳しいところには来ないんです。ちょっと緩めますとどんどん来ます。これは旧町のときに当時の防いでくれた執行を中心としたプロジェクトチームですか、彼らは寝ずに、オーバーで言えば命がけでこれを防いだんですよ。もし万が一のことがあったら町葬にしてやるから一生懸命頑張ってくれと、ここまでトップは言って必死になって防いで今無くなったんです。それが今ダンプがもう増え初めているということは既に不法投棄されているんですね。けさも、やはり広域農道を見ましたら同僚議員がわきを通って、建材屋の車でないのと言いましたが、考えてください。東京から土砂を積んだ車がなんでわざわざこの台地に来るんですか。逆でしょう。台地の土砂を積んで向こうに行くならわかるんですが、これは不法投棄でなければいいですが、その土砂に有害が混ざってきているということになった場合に、それで今現在、旭管内はないかもしれません。ですからどこに行ったかわかりますかという。今度、私も暇だったら後をつけてみようと思うんですが、この先は銚子の台地しかないんですよ。下におりるともう平坦の市街地ですから、不法投棄の現場はこのグリーンベルトと呼ばれるこの台地だけなんです。突き止める気ならすぐわかると思えますが、そういったお考えはありませんか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） お答えいたします。

そういうお話は聞いておりますので、うちの方も体制を組んで確認したいと思えます。

また、県の方と連携をとりまして、そういうのがあるかどうか確認したいと思えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番(木内欽市) そうですね、不法投棄を取り締まる権限は市にはないでしょうけれども、やはり県、ですから海匝支庁と協力して、当時の町は海匝支庁、それと警察の力をかりて強引に防いだんですよ。ですから、不法投棄を防ぐのは、もう何と言っても始まってから防ぐよりも、今防ぐのがずっと簡単なんです。未然防止、早期発見、早期対応です。ぜひ逃さずに警察、海匝支庁と協力をしてお願いしたいと思います。

千葉日報の新聞記事に出ていました合同のパトロールとありましたが、あれはただ、やらないよりはいいでしょうが、埋め立て処分が終わったところをただ見ただけみたいな感じがします。そうではなくパトロールですから、旧町的时候には白と黒、彼らは無線でパンダ、パンダと言っていたそうですが、パンダが今どこどこにいと、倉橋にいるからまだ車両は入ってこないように、彼らは、職員が12時ごろに帰りますと、パンダが車庫に帰ったよと、もう大丈夫だと、こういった具合に連携をとりつつやるんです。ですから、パトロールしているところには来ないんです。ですから、パトロールを、それも正々堂々と目立つようにパトロールしていただきたいと思いますよ。彼らが来ないように、未然に防ぐんですから、ぜひその県警、あるいは海匝支庁と協力をして既に車が入ってきているんですから、銚子だって、どこだって同じだと思います。銚子と協力してやればいいと思います。旧町的时候には銚子と協力してやっていたんです。そういうお考えどうでしょうか。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長(伊藤忠良) それこそ木内議員、これまで海上町の時代からそういった面では非常に詳しい議員でありますから、その意見本当に尊重させていただいて、早速県と相談をしながらしっかりしたパトロール体制をとりたい、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員。

11番(木内欽市) よくわかりました。よろしく願いいたします。

次に、一般廃棄物の最終処分場、櫻井グリーンパークについて質問いたします。

委員会のときにもご質問いただきまして、先輩議員から、これだけ詳しく説明したら一般質問は出ないんだらうなということだったんですが、ちょうど時期なので質問させていただきます。よろしく願いいたします。

これは、ただいまの答弁では、今後、四・五年と言ったのかな、それで文書を見ると四・五年でいっぱいになるとか、五・六年でなるとか、2年くらい差があるんですが、ここに来

たらあと残り五・六年の中の1年、2年は物すごい大きいと思うんです。そこをはっきりしておかないと、満タンになっても家庭の廃棄物は毎日毎日出るわけですから、例えば、今、処分場を次の新たな処分場をどこにするか見つけても、焼却場とは違いますが、焼却場の場合には環境アセスに3年もかかるというんですね。完成までやっぱり2年から3年。五・六年かかってしまうでしょう。この最終処分場は、今すぐ見つけたって、環境アセスなど地権者の同意だとか、用地の買収だと、五・六年かかってしまうのではないですか、これ。その正確な年数は言ってもらわないと、四・五年だ、いや五・六年だでは大変なことだと思いますけれどもどうでしょう。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 大変申し訳ございませんでした。前段でそれを言うべきだったんですけれども、先ほど説明いたしました全体の容積が16万8,000立米、平成18年度、今年度末で10万6,000立米ですから、あと残りが6万1,000立米ほどあります。平均してですけれども、毎年処分場に処理しているのが約1万立米ですから、単純にいきますと6年となります。

あと延命策はということになりますけれども、延命策については、結構現在の最終処分場、火災等のあった部分の材木等そのまま処理しています。ですから、そういうのを焼却していけばだいぶその分では量が減るんじゃないかということで、そういうもので延命等を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 1年に1万トンで6年ということですが、市の場合には汚泥ありますね、下水の掃除した汚泥、それを一たん水切りしておいてそれは最終的には最終処分場へ持っていくんでしょう。それがあると急激に増えると思いますが、今、水切りしてある汚泥というのはどのくらいあるんでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 今回からですけれども、今言いました水切りの汚泥の関係ですけれども、最終処分場の方に持っていきまして、だいたいちょっと量的にはすみません、申し訳ないです。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番(木内欽市) おそらく水切りの量も相当あると思います。それも当然計算にしていただかないと1年くらい変わってきてしまうのではないかなと思います。耐用年数の方は以上で質問は終わります。

次に、どこに設置する予定かということなんですが、先ほどの質問では広域だから、要するに焼却場が旭市で受け入れた場合には埋め立て処分場は銚子と匝瑳でつくるということですか。

議長(嶋田茂樹) 環境課長。

環境課長(平野修司) 広域の関係で、東総広域の方ではうちの方確認しましたら事務局ではそういう考えでありますということです。その方が公平だろうと。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員。

11番(木内欽市) そうすると、ただいまの、現在やはり焼却処分場の問題も、これも早急に当然銚子市、匝瑳市とやっているでしょうが、そちらの方を早くやっていただかないと、例えば匝瑳であるとか銚子が受け入れた場合には、埋め立て処分場は本市が受けるということになるんでしょうから、その場合、さっきも言ったように、昔でしたらそういうのは反対運動は起きなかったと思うんです。もう時代が過ぎていきますので、これどこにつくるにしても、例えば埋め立て処分場を受け入れるにしても、当然地元の反対等、用地の確保大変だと思うんで、ですから、もう既に用地の確保なりそういうことも頭に入れていかないと、先ほど申し上げましたが、ごみは毎日毎日出るわけですから、ごみの捨てるところがなくなってしまうと、それを非常に心配するんです。この点いかがでしょうか。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長(平野修司) 木内議員の言われるとおりだと思っています。うちの方も東総広域の方で進められていますごみの広域化ですか、そちら今焼却場の問題でいろいろありますけれども、それらを一緒にという形になっていますので、その話はしております。あとは、その内容によっては、また旭市としても考えていかなければならない問題ですので、至急、対応は考えていきたいと思っております。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員。

11番(木内欽市) それでは、どこに設置する予定かの最後の質問を行います。

当然、こういう施設はもうなくてはならない施設ですから、行政は、つくらなければならない。当然そういう方針で努めますね。つくらなければならないんですから。ところが、や

やもすると、政争の具にされてしまいます。必ず反対されて、行政はつくる、間違っただけではなく当然です。これを政争の具に利用されないように十分に理解を得ながら次の処分場の予定の建設を強くお願いをいたします。答弁は結構でございます。

それでは、次の質問に移ります。

都市計画についてでございますが、やはり見直しがもう平成19年という、もう始まるということですが、これは恐らく課長が心配しておられますように、実際案を出しますと、旧3町の町民からは 市民ですか、当然大きな反発が出てまいります。

具体的にどんなことかと言いますと、まず、今まで取られなかった都市計画税というのが新たに当然かかります。これ100分の0.2ですから固定資産の7分の1、この金額が新たに、全くかかってなかった人たちに都市計画税というのが課せられます。これは当然目的税ですから、道路をつくったり公園を整備したりと、自分たちの生活に使う税金ですから、それはもう当然なんです、まして税の公平の意味から言って、旧旭の人だけ払って海上が払わないというわけにいかないでしょうから、当然払うようになります。しかし、これも、よく説明しないと反発が必ず出ますね。

それと、道路の接道義務は当然ですが、中心から2メートルセットバックしないと新たな構築物は建てられなくなります。ブロック塀でも何でもそうです。そうすると結果的に4メートルの道路ができて住民の住環境はよくなるんですが、ここもよく説明しないと、旧海上でも飯岡でもそうですが、狭い道路ありますが、あの方たちが今度は家を建て直す場合には全部中心から2メートルセットバック何でかんでしなければならぬです、都市計画の網をかけられたら。広い家ならいいんですが、車庫がいっぱい建っている。そうすると車が後ろ半分出してしまうんですね、今度、2メートルセットバックしたら。こういう実態が当然なるわけですから、これの説明をよく、もう既に始まっていいんではないかなと私はこう思います。もう既にこういうのは市になったんだから、こういうことはもう理解を得ていかないと、と思いますが、課長のお考えはいかがですか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 確かに木内議員おっしゃるとおり、十分説明をしていかなければならないと思っております。ある程度、先ほど申し上げましたけれども、都市計画マスタープラン、これが今年度から策定していきますので、今度素案ができました段階で、今年マスタープランの中で全体の区域の計画を立てていきますので、その素案ができました時点

でそれをつくりまして、平成20年度で、さらに地区別の地域の独自性を生かした地区別の計画を立てますので、それらができましたら地区別懇談会等を開催しまして十分に説明させていただきますので、それまでご理解いただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 恐らくこれ2年間は混乱が起きないように猶予期間を置いてくれたのではないかなと、こう思っております。ですからもう2年が経過するんですから、そろそろ指導をしていただいても決して遅くはないなと、こう思います。

それと、銚子市の場合には全域かかっているんでしょうね、山の中もどこも。匝瑳市は全域ではないと、一部かかってないところがあるということですが、本市の場合は、やはり広い面積になっていますからかけるときは全域をかけるのか、あるいは旧町の山の中とか、そういうところはかけないのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） もちろん木内議員ご承知のとおりでございますけれども、都市計画というものは農林漁業等の健全な調和を図りながら適正な制限のもとに土地の有効利用を図れるようにしまして、住みよいまちづくりを行っていくことを基本理念としてございます。

例えば、都市計画をしいていない場合、山林、それから農地、農地の場合農振がかかっているところ、ないところはございますが、農地の場合は農地転用をした場合はすぐにほかの土地利用規制が及ばなくなってしまいます。何でもいいという形のポテンヒットになってしまうおそれがございます。

例えば、建物を建てる場合、どんな建物。例えば、どんな大きな建物でも、都市計画をしいてないとどこにでも建てられてしまいます。極端に言えば、先ほど木内議員おっしゃっていましたが、道路とか接道要件ございませぬので道路幅員も関係ございませぬ。もっと極端に言えば、道路がなくても、また雨水とか、汚水の排水先がなくても家は建てることはできます。本当に都市計画をしいてないと建築基準法の集団規定というのが適用できなくて非常に弱いんです。逆に都市計画をしいていれば、建築基準法の集団規定が適用となりまして、先ほど申し上げましたけれども道路の幅員や敷地の容積率、建ぺい率、そういったものの適用がございまして、それと建物の高さですね、その制限もございませぬから、安全面、環境面から本当に適正な制限ができます。こういったことから安全・安心、快適で住みよい

まちづくりを行っていくためには都市計画は必要だと思っております。

全域にかける、かけないというのは、これからの問題でございますので、今後、十分しっかりと考えていきたいと思っております。

ちなみに、都市計画をしいている市町村、県内に56市町村ございますけれども、50市町村が都市計画をしいてございます。その中で、先ほど木内議員おっしゃいましたけれども、全域をしいているところ、それから一部のところもございます。それから都市計画税の問題もございますけれども、これは、都市計画税を取る、取らないは市の判断でございますので、例えば匝瑳市では都市計画税はかけておりません。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうすると全部かけるかかけないは今後ということでしょうか、今、都市計画税、取っても取らなくてもということですが、旧旭の場合は、確か2億3,000万円ぐらい現在都市計画税上がっていると思うんですが、これを旧3町を入れた場合には、やはり同じより幾らか低いんでしょうかね。大体わかりましたらちょっと教えてもらえればと思います。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 正確な数字でないということをご理解いただきたいと思えます。私の方で推計いたしますと1億数千万円ぐらいになるかなと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは次に、最後の広報紙の活用について二・三お尋ねをいたします。

今現在、旭市では定期的に月2回発行されておりますが、場合によっては、特集号を組む時期が来れば特集を組んでもいいのではないかなと、こうも考えるんですが、そうすると経費の面でやっぱり無理なのかしらね。銚子や匝瑳は月に1回しか出していなくて旭だけ2回出しているんですが、そのようなことはどうなんですか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それではお答え申し上げます。

木内議員おっしゃられるとおり月2回、1日と15日に広報を発行しております。今の発行形態ですと、1日号が大体これが基本の広報といたしまして16ページから24ページの間を基本として発行しています。15日は、これが補足的なものと考えてお知らせを中心に4ページから12ページ、それを年間通してのトータルの予算で多少若干増やしたり減らしたりと、必要な場合ですが、その1日号の中で若干ページを増やしながらかつ集号という形で考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 本当にこれ、広報をつくる方は本当に大変だと思ひます。たまたま合併して議会の広報委員になられた方から、いや広報をつくるのは大変だと、その苦勞話をいつも聞かされております。ですから、広報はよくできていると思ひます。いろいろ表紙にまず写真を入れて、一般の人の目を引いて、見開いていろいろな配慮をされているようでございます。縦書きにしたり横書きにしたり、間に写真を入れたり、本当のご苦勞よく分かります。よくやっているのは分かるんです。ですけれども、しかし、たまたま、今回健康診断が今実施されていまして申し込み用紙が来ないので行ったら、もうちょっと時期が過ぎているから駄目ですと断られてしまった。何でですかと聞いたら、それはちゃんともう広報に載っていたはずでしょうと、こう言われたというんです。せつかくの広報でも見逃してしまった場合とか、そういう場合もあるんですね。そうすると、そういった場合には、見ない人も悪いんですけれども、大事な記事はやはり小さくてもいいから2回くらい続けて出していただけるといいんじゃないかなと、こんなふうにも考えるんです。

そして、あと、先ほど言ひましたが、皆さんよくご苦勞してできているんですが、欲を言ひえば、もう少し最後までちゃんと見ていただけるような工夫があるんじゃないかなと思ひます。どうすれと言われれば私と言ひえないんですが、分かりませんけれども、例えば、広報の評論家の方々の意見を聞くとか、あるいは広報紙のコンテスト、各市のコンテスト、そういったようなものはあるんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それではお答え申し上げます。

2点あったかと思ひますが、まずは、市民の方からの声ということで、健康診断の情報が分からなかったということでございます。広報といたしましては、広報紙必ずある程度ページ組みを考えまして、このページには例えば、健康情報が載っている。このページには皆さ

んの活躍の情報が載っている。そういうふうには形をまずつくっておるんです。そうしまして、なるべくその形を崩さないで毎回全部頭から最後まで見る人少ないかと思しますので、そのページはまず健康を見てちょうだいよと、そういうふうには意識してはつくってはおります。健康診断の具体的な例なんです私ども何ともその辺言えないんですが、なるべく見ていただきたいと、私どもは見ていただけるように毎日反省しながら努力してつくっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また健康診断の関係につきましては、私の課は専門ではありませんので、ちょっと話間違いがあるかも知れませんが、健康カレンダーとか、そういう情報も出してありまして、年間一度カレンダーを3月に配布しております。その中でも確かそういう情報が入っていたかとも思ひます。そんなことをお願いしたいと思ひます。なるべく本当に皆さんに見てもらふ広報に努力したいと思ひます。

それと、広報づくりに関する専門家の意見を聞け、またコンテストの関係でございますが、広報担当で、そういう日本広報協会というのがございまして、それらの講習に出る機会もございまして。また、そこでやっているコンテストもありますので、その辺はまた挑戦していきたいと思ひております。

また、独自に職員の方、東総広報研究会という組織、この地域でございまして、それで写真の研修だとか、広報づくりの研修、これは定期的に年2回ほどやっております。お互いに情報交換しながらよりよいものというふうには考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、最後のご質問をさせていただきます。

たまたま健康診断、そのことではないですからちょっと気にしないでください。一応そういうのがあるんでということで、たまたま例ですみませんでした。

ですから、本日も朝刊に広報が入りました。やはり月曜日ですからチラシの枚数なんかも二十何枚か入っていました。このときにはきつと折り込み店にいて、広報が一番表の位置に来るようにはお願ひはしてあるんでしょね。いつも表になっているので、あれが中に入ってしまうと、もうチラシと一緒に捨てられてしまうというようなことがあるんで、そちらの方をよろしくお願ひをしたいと思います。

いずれにしても、四つの自治体が、県下で初めてです、二つ以上の自治体が合併したのは。そして広さは市原、君津、千葉、富津、鴨川、木更津、成田に次いで8番目の広さな

んです。この広さを先ほど言いましたが、もう議員の数は70名から26名に減っていて、そういった一般市民の情報を知り得るのは広報が一番多いのではないかなと、こんな気がしますので、ぜひ広報の皆さん、コンテストで1位をとるような意気込みで、期待をしていますのでよろしく願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑 川 公 英

議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 故鈴木正道議員のご冥福をお祈りいたします。

平成19年6月旭市定例市議会におきまして発言の機会をいただき誠にありがとうございます。毎回変わりばえのしない質問かもしれませんがよろしく願いいたします。

一般質問はセレモニーだと言われていますが、それだけではないと思います。いつまでたっても検討中という答えもセレモニーではないと思います。

大きく4項目についてお尋ねいたします。

1として、ごみ焼却場について、新川西岸遊正地区候補地反対の陳情について。

去る、5月15日、共和、嚶鳴地区全区長さん方が5,142人分の反対署名簿を市長に提出いたしました。当局はこの事実をどのように考えているのでしょうか。

2番目として、5月18日に東総文化会館で行われました住民説明会について、2月に行われました住民説明会の補足説明とのことですが、何名くらいの参加で、どのような状況だったのでしょうか。また説明会の周知期間が1週間とは、ほかに意図があったのでしょうか。

3番目として、いろいろな観点があると思いますが、リサイクル、CO₂削減の時代の流れの中で、旭市の1.8倍近い銚子市のごみを旭市で処分することに同意するのか。人口でいえば約3,000人多い銚子市が、1.8倍近いごみを出すというのは再資源化が、また分別収集が極めて遅れているのではないのでしょうか。焼却するということは、環境に対する負荷、地球温暖化に対する負荷が増加するという事です。

ごみ処理の広域化計画については、平成9年5月28日、国の衛生環境173号通知により、広域化を進める、経過期間は平成19年までとするのが基本になっていると思います。平成17年4月11日に、各都道府県知事あてに環境事務次官から、循環型社会形成推進交付金交付要領についての通達がありました。市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために国が交付する交付金で、交付対象は人口5万人以上、または面積400平方キロ以上の地域計画対象地域を構成する市町村等、この通達を見ますと、国は単純焼却、直接埋め立ては補助金を廃止、循環型社会の形成を進めるために幅広い施設を対象に、人口5万人以上の市町村に交付するとのことです。このことは、平成17年6月銚子市議会で、当時の野平市長も答弁していることです。このような通達の中ですので、市町村の構成そのものを検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

4番目として、4月10日銚子労働基準監督署の臨時検査について、その検査の対象と、その対象方法についてお尋ねします。

大きい2として、地域間格差の著しい狭隘道路の舗装について、旭市は医療と福祉のまちをうたっておりますが、旧旭市の時代から、4メートル以下の道路舗装の陳情をしておりますが、ある特定のところを除きほとんど舗装されていないのが現況です。高齢化社会を迎え、この議場の中にいる方々も、早世する方を除きいつか必ずなる高齢者です。シニアカーの方や車いすの方が安心して外出できる環境をつくることも行政の役目ではないのでしょうか。無駄だと思われるところにたくさんのお金をかけるより少しのお金で大勢の市民が潤う政策を実行していただきたいと思います。市道編入されていない生活道路の旧市町別の総延長と舗装率はどのようになっているのでしょうか。

2番目として、緊急性のない都市公園整備をなぜ優先するのでしょうか。生活道路整備にはさまざまな補助金や交付金の対象にはならないのでしょうか。

5月30日に行われた銚子連絡道路整備促進地区大会で、林幹雄代議士が生活イコール道路だと来賓あいさつを述べておりました。そのとおりだと思います。幹線道路や市道だけでな

く市の管理する4メートル以下の道路舗装と排水側溝、上水道の敷設を速やかに予算化すべきだと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

大きい3として、旭中央病院建替工事費317億円の基本計画について。

先日の議員説明会におきまして、基本設計は5年ほど前から設計コンペし、今の横河設計事務所に決まったそうです。市長は、昨年の議会答弁で、建設委員会をつくり、患者、議員にも参加してもらおうと述べておりました。この建設工事を急ぐのであれば、一部事務組合化とか独立行政法人などの選択をすべきではないのでしょうか。これまでの負債 中央病院の負債です、153億円、今回の負債209億円をプラスすると362億円、平成19年度予算の売上げと言ったら申し訳ないんですけども、事業売上げが303億円、負債の方が60億円近く超過します。普通、一般企業に対する金融機関の貸し出し限度額は売上げが上限だと聞いております。医療機関だと、このリスクをとる必要はないのでしょうか。

4番目として、入札制度改革について。

入札制度改革につきましては、昨年度より議会でさまざまな提言がされてきました。一括発注をすると事務経費削減になり、分離分割発注よりコストが下がるとの説明でしたが、何か月もしないうちにメンテナンスの面で優れていないから分離分割発注に戻りました。朝令暮改です。そんなことで公の金を使う公共事業が進められていいのでしょうか。

我が旭市では、入札制度の改革が先送りされています。県内自治体の中で、すべての公共工事で一般競争入札制度を導入した佐倉市、船橋市、柏市、我孫子市、またことしから成田市、市川市も加わります。一般競争入札の設定金額を引き下げた千葉県、浦安市もあります。また、匝瑳市や銚子市は郵送事後審査方式制限付き一般競争入札、ダイレクト入札を今月より導入いたしました。このように、ほかの自治体から比べると旭市は対応が極めて遅いと思いますが、どのように改革していく方針なのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、ごみの焼却場問題のうちの1点目と3点目についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目でありますけれども、新川西側の遊正地区を候補地としての広域の建設の処理

場の問題で、多くの皆さん方から反対陳情が出ているけれども、どのように受け止めているかという問題でありますけれども、非常に重く受け取っております。

私は、5月18日の二度目の説明会、東総文化会館で行ったんですけれども、そのときにもお答えをさせていただいております。どのくらい集まったら多いと思うのかというような問題に対しまして、私は、数の問題でなしに、こういった市民の皆さん方の声をしっかり受け止めて、そして十分ご理解をいただいた上で、建設に当たるなら当たっていく。その理解がいただければそれで無理押しをするようなことは絶対にしません。そのような約束をさせていただいております。今でもその考えに全く変わりはありません。そして、これまでの1回目が3か所で説明会を開きまして、2回目が東総文化会館で行ったわけありますけれども、その折に出されましたいろいろな問題点について、いろいろな面から検討をさせていただいております。ですから、そういったことも市民の皆さん方に十分説明を申し上げながら、それでもご理解がいただけないということであれば、当然3市で相談をして、また考えていきたい、そのように考えております。

3点目の問題でありますけれども、ごみの焼却場をどうして広域でという問題でございますけれども、この件に関しては県とも常に相談をさせていただいておりますけれども、いまだに県の答えとしては、先ほど滑川議員から質問があったようなことも、いろいろな問題で3市別々に今の形で実行したんではまずいのか、それから、そうであれば2か所ではどうだとか、一つの運営体にして2か所ではどうだとかいろいろな問題で、県とも何とかひとつ交付金のちょうだいできるような形というものを1か所でなくてとることはできないのかというような話し合いもしているわけありますけれども、現状で、県からちょうだいしているのは3市、広域で1か所という答えであります。

ですから、そういった面で検討をさせていただいておりますので銚子のごみの問題も旭市で受け入れるということであれば当然銚子市の分も匝瑳市の分も受け入れますし、また、逆に銚子市、あるいは今度は匝瑳市にお願いをするということになりますれば、我々のところのごみもお願いをしていかなければならないということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

こういった形で、精一杯住民の皆さん方の声に応えさせていただきながら、住民の皆さん方と一緒にこの問題解決をしていきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、広域ごみの関係の2番目、5月18日の住民説明会の内容、参加者。それから4月10日の銚子労働基準監督署の臨時検査の関係でございます。

まず、第1点目の、5月18日の住民説明会の関係につきましては、196名の市民の方が参加されております。

質問者は、10人で、質問内容の主なものとして、建設費用はどのくらいか、ごみ焼却場をつくることによる健康被害が出るのではないかと、ごみ処理場は各市で行うこと。候補地の選定内容はどのように決めたか、車の渋滞があるのではないかと、排ガス規制による車両は、風評被害が心配、地価が下がるのでは、施設の安全性は大丈夫か、市街地になぜつくるのか等がありました。

次に、周知の関係でございますけれども、これは東総地区広域市町村圏の事務組合に確認しました。

それによりますと、まず会場の設定、人数、時間との調整を要したことや、回答書づくりに時間を要したことと3市との協議が必要であったこと。また、地元区長への配布日程が決まっていることなどによるものです。今後、このような場合には十分な余裕を持って通知等を行うことという話を聞いております。

次に、四つ目の銚子労働基準監督署の臨時検査の関係でございます。

滑川議員言われたように、4月10日に銚子労働基準監督署の臨時検査がありました。この臨時検査は、平成18年9月から10月に起こりました労災事故、無資格状態での業務内容等の是正勧告を受けたものでございます。

是正内容は6点あり、対応できるものはすぐに対応しました。また、既に報告も行っておりますし、改善状況の現地確認も行われております。

次に、6点の是正内容と対応策を報告いたします。

一つとして、破砕機等1.5メートルを超える作業箇所昇降用のはしご、安全柵の設備を設けること。これは既に設けております。

2番目としまして、フォークリフトの特定自主検査は、年1回は特定自主検査を実施すること。これについても4月12日、13日に実施しております。

3番目は、ダイオキシン類の濃度の測定を行うこと。これは7月に行います。

4番目は、酸素欠乏危険作業に従事するときは、空気呼吸器等の器具を設置すること。これは5月17日に器具を購入して、職員に説明もいたしました。

5番目が、特定化学物質、硫酸を取り扱う作業について、特定化学物質作業主任者を選任すること。これは、5月12日、13日に受講し、資格を取得をしております。1名しております。なお、もう1名については、6月19日、20日にやはり同じように講習会がありますので、受講させます。

6番目としまして、ダイオキシン類特別教育を実施すること。これにつきましては、6月25日に講習会がありますので職員2名を受講させます。是正内容等で既に改善を行っております。なお、作業の安全確保のための緩衝材の設置や作業場所に安全柵などを設けて安全策を図りました。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 狭隘な生活道路の舗装に関するご質問にお答えします。

1点目は、地区別の舗装率です。

滑川議員は、市道編入されない道路の内訳ということでございましたけれども、市道認定してある1,088キロメートルのうちの幅員4メートル未満、588キロメートルございます。この内訳を述べたいと思います。

旭地区119キロメートル、舗装率は41%です。

海上地区159キロメートル、舗装率は33%です。

飯岡地区123キロメートル、舗装率は65%です。

干潟地区187キロメートル、舗装率は53%です。

次に、道路の舗装に関する考え方ということでございましたので、これは本当に申し訳ないです。何度も同じことになってしまいますが、市道の舗装につきましては、以前からお答えしているとおり、幅員4メートル以上ということにさせていただきます。これは原則です。しかし、建物の状況や地形や地権者の同意等特殊事情があつて4メートル以上に拡幅できない場合には、狭隘道路の取り扱い要綱というのを定めてありますので、そこで道路舗装や側溝の工事だとかを行うことといたしております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 病院事業につきましてお答えいたします。

病院の経営形態につきましてのご質問であります。病院の経営形態につきましては、これは病院が決める問題ではないと認識しておりまして、再整備事業は現在のままの旭市立病

院として実施していったらどうだろうかというふうなことで進めております。

それから、建設委員会であります。現在、市の方から副市長、財政課長と内部から各部署の代表者というふうな構成で行っております。今後、まず議会にご披露したわけでありますので、各方面からいろいろご意見を取り入れていきたいと、このように思っております。

その他につきましては、事務部長の方からお答えさせます。

議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 私の方からは起債の関係のお答えを申し上げたいと思います。

現在の見込みでは、起債残高のピークは、平成22年度で、その額は310億円余りを想定しております。さっき滑川議員が360億円とおっしゃいましたが、これは年々返しておりますので、現在プラス借りるものがその額になるわけではございません。今の見通しですと310億円余りがピークというふうに考えております。

この額は、年間の医業収益、これは平成22年度で288億円と想定をしておりますので、その1.08倍ということになります。ですから1.08倍ですから、さほど大きな額ではないというふうに考えております。

また、起債の支払い額、元利償還額でございますけれども、これが料金収入に占める割合を見てみますと、これは全国平均を下回っております。したがって、当院の規模を考えますと大きな額ではないというふうに判断をしております。

今後は、さらに負担の軽減を図っていくために、県に対する補助金の要望なども行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 副市長。

副市長（鈴木正美） 滑川議員の入札関係のご質問に対してお答えいたします。

県の方も入札の改革等を行っているということで、市の方が対応が若干遅いのではないかなというふうなご指摘でございます。

市におきましては、昨年来、12月以降の議会の議論等を踏まえまして、ことしの5月に旭市建設工事等入札及び契約制度の検討委員会を内部的に立ち上げました。昨年来いろいろ申し上げております一般競争入札で実施できる建設工事の金額等の引き下げ、あるいは旭市の郵送事後審査方式の制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札、こういったものの試行について、それから電子入札の導入年度の前倒しについて、こういったものについて、具体の検討に入りました。

こういった一般競争入札の実施導入に向けまして、必要な条件整備等をいろいろ議論をしながらよいものにしていきたいというふうに考えております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、1問目からお願いいたします。

新川西岸遊正地区反対の陳情についてなんですけれども、市長は3月議会で、住民の声を無視して建設に踏み切る考えは毛頭ないと、今回の答弁でも重く受け止めていると、そういうような考えをお聞きいたしました。それは、広域の長の立場なのでしょうか、それとも旭市の市長としての立場なのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 私は、旭市民に選んでいただいた市長であると同時に、東総広域の管理者でもあるわけですから、もちろん両面からの答弁でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） そうすると、今の答弁をいただきますと、反対陳情については数は問題ないということで、先ほども答弁いただいておりますけれども、実際には、重く受け止めているということは、逆に言えばすごく前向きな答弁なのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁をお願いします。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） これまでも説明会等で住民の皆さん方からいろいろなご意見が出ているわけです。私自身は、もうこれまでの数値から比べたらダイオキシンの問題でも何でも、本当に小さな数字になるんで、全く健康面でも何でも問題がない、であれば、その余熱利用等ができるということであれば、地域の皆さん方にプラスの面でお返しができるだろう、そのように考えて、あの場所でもいいのではないのかなという思いを持っていたわけでありましてけれども、そういった中でもさらに住民の皆さん方からはいろいろな懸念が出ているわけです。そういった懸念に対して、いろいろなところに相談をかけて、実際にそうなのかどうなのかという問いかけを今いろいろしております。

ダイオキシンの問題については、実は名古屋大学の大学院の教授をしているタケダ先生と言いましたが、その先生からダイオキシンは全く猛毒ではないよというような本が出ておるんですけれども、それに対しましても、東京大学の方へ、ちょうど大学院で環境の勉強をなされている方存じ上げている方がいるものですから、その方を通じて、こういった本が出て

いるけれどもそれはどうなんだという問い合わせをさせていただいております。そういった形で、いろいろな意味で住民の皆さん方の声が、実際に心配がないのかどうかという検討を担当と一緒にいろいろな角度から今実施をしております。この間も地元対策の協議会が開かれたわけでありましてけれども、その地元対策協議会でも1年置きに視察をするというのが、今年度も10月か11月ごろに視察をしたいということでございますから、そのときには、いわゆる7区の区長さんと副区長さんの集まりでありますから、平素は区長さんだけなんですけれども、視察のときには副区長さんも一緒に行ってもらっています。今度は市のバスを使っていくわけですから、地元の皆さん方、希望なされる皆さん方には一緒に行ってもらって、そういった施設も見てもらったら、こんなふう考えております。

と言いますのは、あそこから、では住民の皆さん方が反対だからでは私はそれやめたよというのは本当に簡単なんですけれども、広域での塵芥処理場というのはどこかで実施をしなければならぬわけでありまして。実施をするということであれば、では遊正地区がだめであれば別の場所へ行くわけですから。その地元の皆さん方にご理解をいただかなければならない、そのときに健康被害はあるけれども、ここでやるんだよということでは、もう全然話にならないわけでありまして。そういった意味で、きちんといろいろな角度から、私そのものはそういったことに詳しくれば、自分の考えで物をやれるんですけれども、全然そういった面では素人ですから、きちんとしたところに相談をして、で、そういったものをクリアできて、で、きちんとやっていきたい。避けて通る問題でないだけにひとつ議員さん方にも、その辺ご理解をいただいて、お力添えをぜひお願いをしたい、そのように思います。

住民の皆さん方の反対を押し切ってやるようなことは絶対にしませんので、その辺は信用をしていただきたい、そう思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 次に、5月18日に行われた住民説明会のことなんですけれども、その後も、5月18日が終わってから、各地区で反対の署名がまだ行われているという状況だそうなんですけれども、トータルとして、どのくらいの反対署名が集まっているのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、反対陳情の関係でございますけれども、5月15日に、共和、嚶鳴地区区長会、つくも町内会、周辺住民の会で合計5,078名、6月1日に豊畑地区区長会1,114名、6月14日、きのうですけれども干潟南区、井戸野、若衆内、その他というこ

とで合計で1,178名で、トータルとしまして7,370名となっております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

その中で、5月18日に、伊藤市長は8月までにこのことについて答えを出すという答弁をしたそうですが、その8月のタイムを切ったということは、それについてお聞きしたいと思いますが。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 当日集まっていた皆さん方の中から、期限は切れないかという質問がございました。そして、8月ごろまでにはどうかめどが立たないかという質問を受けて、8月ごろまでにはおおよその検討はできるだろう、そのように答えさせていただいております。この議会が終わりましたら、3市の首長の会議も開く予定になっておりますから、そういったところでも積極的にそういった集会の様子というものをきちんと伝えながら検討をさせていただきたい、そのように思います。できるだけ約束どおりの形が出せるように頑張りたい、そのように思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 先ほど地元対策協議会7区と言われましたけれども、これは旧旭市で、迷惑4施設に対する対策協議会だと思えます。今度範囲を広げまして、10区に範囲を広げたということがございますが、地元対策協議会イコール新しい遊正地区に建てる候補地に賛成しているわけではないと思えますが、その辺の当局のお考えをただしたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 地元対策協議会はまさしく今言われたように、あの周辺に環境施設が集中しておりますので、それらに基づいてつくっております。2年に1回は施設等を見てもらって、対象者は先ほど市長の方から言いましたように区長、あと副区長を含めた形でやっております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、労働基準監督署の臨時検査について。

なぜ報告が文教福祉ですか、委員会に報告が出たのは6月1日なんですけれども、4月1

日に臨時検査を受けているんですけれども、議員にもいち早く知らせるべきではなかったんじゃないでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 先ほども概略説明しましたですけれども、労働基準監督署が入りましたのは4月10日です。うちの方4月19日に労働基準監督署に行きまして、是正勧告の内容等を受領しに行きました。それを受けて、うちの方改善すべきものをやりました。その間に、議会の方にご報告等をやる機会がなかったものですから6月1日という形になってしまいました。申し訳ございませんでした。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 現在のごみの焼却場のごみの焼却1トン当たりの処理コストはいかほどになっておるんでしょうか。

このごみの焼却場は、まだ正式な新しいごみの焼却についてもし建つとしたら、総額で買収費と建設費でどのくらいになるんでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 1点目の現在の1トン当たりの処理料はちょっと申し訳ございません。今資料を持っておりませんので、後で報告したいと思います。

新施設の関係ですけれども、東総地区の広域市町村圏事務組合から聞いておりますのは建設費で160億円ほどという形でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、まだ買収費用については、この前も資料にもありましたけれども、全然考えていないと。風評なんですけれども、そこにいる地域の方がおれは8,000万円入るとかと、そういううわさの話も出ているんですよね。

それと、今ごみごみと言っていますけれども、実際には、今、日本の企業の企業努力によりまして、火力発電所だとか、製鉄所、セメント会社、それから製紙会社とか、そういうところではごみを原料として燃やして、委託金をもらっていると、実際には、例えば石炭を買うとか、燃料を買うよりもトータルとして安くなると、そういうことで、例えば新日本製鉄につきましては、廃プラにつきまして、日本の3分の1を燃やしているそうなんです。です

から、我々のところでも……

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告にある質問ではありませんので注意します。

8番（滑川公英） はい。

ごみ焼却の委託金で、ごみを焼却しないでどこかへ持っていくということではできないのでしょうか。そういう意味で言ったんですけれども。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） 1点目の、地権者の関係ですけれども、地権者の方から土地の買収申し込み、または組合、東広の方から売ってくれということは今現在やっておりません。またそういう形もありませんという報告を受けております。

2点目の方ですけれども、ちょっとその点よくわかりません。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい3として。道路はもう年中言っていますので結構です。

3番目の、中央病院なんですけれども、3月議会で中央病院の負債がプラスされても23%くらい行くかいかないだろうと、実質起債制限比率でおさまるといようなことがありましたが、実際に、今回201億円の負債ということではありますが、どのような比率になるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 実質公債費負担比率ということだと思いますけれども、新しくと言いますか、5月に議員さん方に配られました計画、それに基づいて中央病院サイドの方で実際の償還はどのくらいになるということをちょっと詰めまして、再計算をいたしました。その結果、平成27年度で、現在の試算ですけれども21%程度ということで、若干下がってきております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、3月答弁で、平成23年度くらいですか、その23%くらいと言ったのは、では正確に合っているということによろしいですか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） そうですね。再計算、試算いたしまして、およそ21%程度ということでございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） ちょっと数字が違うと思いますけれども。

では、よろしいです。

あと、先ほど吉田院長は、中央病院としては市民病院であって、経営体の問題はないと、ただ我々市民といたしましては、たくさんの市債を抱えているにかかわらず、また201億円の市債を投入するわけですから、この中で、売上げ、要するに中央病院の事業収益のシミュレーションがいい方向にばかり出ているんですけれども、例えば、悪い方のシミュレーション等はしているのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 悪い方のシミュレーションをしているのかというご質問でございますが、今回の再整備の収支見込みに当たりましては、入院、外来とも2.5%の単価の伸びを見込んでおります。これは過去4年間の伸びの平均が2.75%でありましたので、端数を切って少な目に見込んでいるわけでございます。

また、費用についても、できる限り実態を反映するように見込んでおります。

さらに、今後病院としても、増収対策とか、それから経費の節減努力をしていきます。

このことによりまして、今後の収支は、予測を上回っていくと、そういうふうに見込んでいる状態でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

一番最後なんですけれども、入札制度改革につきまして検討しているということですが、旭市の職員の能力はほかの自治体の公務員よりスムーズさに本当に欠けているのでしょうか。ちょっとその辺が、何を考えてもいつも検討中とか、先送り、先送りと来ているというのは、どう考えてもおかしいと思うんで、できれば総務課長に。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） 本市の職員の資質としてスムーズさに欠けるのではないかと

指摘をいただきましたが、その辺についてはちょっと私の方でも何ともコメントのしようがないわけでございますけれども、やはり契約という大きな、まして金額の大きなものでございますから、堅実にやろうという意識が働いたということがあるのかもしれませんが。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今回の議案に載っていますけれども、1月の議会で99.9%が二つありました、建設工事です。今回も99.9%です。そのときには、これからはよくなるように検討すると、でもまた99.9%では、これはどう考えても今の総務課長の答弁というのは疑いたくなるんですけれども。

それで、あと、分離分割発注、先ほどまだ返答をいただいていたんですけれども、分離分割発注に戻りました。それから今回の99%というのも分離分割で発注しておるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） なぜ戻ったかということでございますけれども、この前の議会でいろいろ議論しまして、分割しますと電気工事、そういったものが金額的に小さいものが出てきますので、これは地元でということ分割でやるということ切り替えてございます。99.9%、分割してからかということですが、やはりこれは分割して電気、機械設備は別に入札を行っております。

議長（嶋田茂樹） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今の財政課長の答弁に少し付け加えさせていただきたいと思います。

予定価格から見ると非常に高止まりの数字になっておりますけれども、実は、設計価格というのが出てまいりまして、それが私のところに来て、私のところで、それから歩切りをさせてもらいます。何%か切らせていただいて、そして予定価格を設定して出させていただいております。そんな意味では、決して高止まりの金額ではないというふうに思っております。

私は、率直に言って、その設計価格と予定価格の違い、言ってしまうといいんではないかと思っている1人なんですけれども、その辺はあとは担当に任せますけれども、かなりの歩切りはしてございますので、そんな意味ではそんなに高いとは思っておりません。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今回の議案にはなっていないんですけれども、先日の議員の協議会の中で、

同僚議員が、何で一つだけ89.5%になったんだと、そのような質問をしておりましたが、それは事務局としては何で89%になったかとらえておるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） なぜ1件が89%になったかということは原因は分かりません。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 0分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

景 山 岩 三 郎

議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

続いて、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（7番 景山岩三郎 登壇）

7番（景山岩三郎） 平成19年6月定例会市議会において、旭市総合計画におけるリーディングプランに関して1点だけ一般質問をいたします。

旭市総合計画の中に医療福祉の郷をはじめとする三つの郷が上げられております。そして、主要施策の中に健康づくりの推進計画があり、その一つとして、健康増進、交流の場として健康パークの整備ということを上げているわけですが、この健康パークの中にパークゴルフ場の整備がされつつあります。私も、海岸線に住む1人として、時折現場を見に行っております。今、この時期、海岸線に植栽された木、そして、張り詰められた芝生、このパークゴルフ場の整備により中谷里浜の景観が従来の海岸から一転し、まさに公園という感じがしてきました。私は、この健康パークの整備における効果というものを大きく三つ期待しております。

その最も大きな期待は、高齢社会における市民の健康づくりの場であると認識しておりま

す。この総合計画によりますと、目標最終年次における65歳以上の人口は4分の1を占めるとされており、いかに元気に楽しく、そして安心した老後を過ごせるかがこれからの市政に課された大きな問題であることは否めない事実であります。

もう一つの期待は、海岸環境保全からの効果であります。

海岸線の砂防、防潮、ごみの不法投棄の防止にもつながってくるのが予想されます。恐らくパークゴルフ場の植栽の成長は、将来において後背地の民家を塩害から守り、地域の環境保全と緑による安らぎという効果を生み出すのではないかと思います。

さらにもう一つの期待は、景観のよい刑部岬から、飯岡海岸、飯岡荘、かんぼの宿から健康パークにつながる本市海岸線に拠点がポイント的に存在し、観光振興と交流の場が造成されることでもあります。3月議会でも、同僚議員から、当地域の観光施設の整備に関する質問がありましたが、これによる経済効果というものも十分期待できるものではないかと考えております。高度成長期にも過去をさかのぼりますと、地方自治体の行財政運営における失敗例というものは少なくありません。

先月の中旬と思いますが、NHKの特集番組で、「これからのニッポン、止められますか地方の衰退」が放映されておりました。ご覧になられた方もあると思います。地方自治体の財政破たん例、地方衰退の責任、地方の自立など、一般市民と有識者の激論が交わされておりました。これを見ながら、市民の市政への参加は当然のことではありますが、我々議会議員は、市民の代表として市政の主眼をどこに向けるか、市政のチェック機能としてだけでなく、大局的な見地から、将来の旭市のあるべき姿を、議会も市当局と一緒に考えて、責任を持っていくという時代になったんだなというのを感じていた次第です。

こういうことから、今日の施設整備等のあり方は単一的な方法、施策であってはならないと思います。一つの施策の生み出す効果、その効果がほかの施策に影響し、さらにほかの施策がほかの施策を刺激するという相乗的に作用しながらその効果を大きくしていくという施策がこれからは大事なことではないかと考えるものであります。したがって、この健康パークの整備による相乗効果を期待し、この計画が新しい旭市の発展のための施策として大いに称賛する価値があると思うものであります。

パークゴルフ場の芝の緑も日一日と青さを増してきました。

そこで、本題の質問に入るわけですが、市当局においては、今現在におけるこの施設の運営をどのような形にするか。考えを持っていればお伺いしたいと思っています。

というのは、この施設は市民の健康づくりという大きな政策理念があります。すべての市

民が利用されるというものではないと思います。また、外来の客も多くあるかと思えます。円滑な施設運営のためには、利用者数と使用料、年間の施設運営費との関係などから、適正な使用料をどう求めていくか考えなければなりません。また、トレーニングルームとの併用をどうするのかという問題もあります。市が運営するのだから無償とか、非常に安いことはあってはならないと思います。こういうことから、自治体運営、民間運営の同規模施設の利用状況、使用料、年間の施設維持管理コスト、運営の形態等、そろそろ検討を始めてもいいのではないかと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

また、既にほかの施設の運営状況を調査されたという施設があれば、概要でも結構ですからお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） では、健康パークの件につきましてお答えさせていただきます。

景山議員ご承知のとおり、健康パークの設置目的というのは、市民の健康増進と、それから海岸地域の振興と活性化を目的にしております。

質問の、まず施設の運営の形でございますけれども、今、庁内の検討委員会で十分運営形態等を検討中でございます。まず、利用料ですね、これはまだ検討中でございます。もう少しばらくお待ちいただきたいと思います。

この決定に当たりましては、この施設の設置目的、それから運営における収支面、それから、また他のパークゴルフ場の状況等を参考にして決めていきたいと考えております。

それから、利用者数でございますけれども、年間およそ1万2,000人程度を想定してございます。想定の方にはいろいろございます。民間のコンサルタント会社などの想定数字、データですね、それを使用するとかなりの利用者になってまいりますので、これらによるデータ等は使用しないで、独自で想定させていただきました。

それから、施設の年間維持管理費についてでございますけれども、日常的な施設管理、それから受付業務等、これらに500万円ほど、それから植栽など芝ですね。樹木、芝などの維持管理費に約700万円、それからあと電気とか水道とか、そういう光熱水費に300万円、合計で1,500万円ほどの経費が必要かなと現在考えております。

それから、トレーニングルームの併用についてでございますけれども、今現在福祉センターにあるんですが、これを今度はパークゴルフ場に管理棟を設置しますのでそちらに移させ

ていただきます。なぜかと言いますと、今あるトレーニングルームを使用する方々から、使用するに当たって集中できない。また、今よりも環境のよい場所、現在非常に狭いですから、そういった苦情や意見がありましたので、私どもは利用者の方々にアンケートをとらせていただきました。その結果、やはり先ほども申しましたとおりでございました。それによりまして、管理棟の方に、非常にロケーションがいいですから2階部分に設置させていただくことに決めさせていただきました。これによりまして、お互いの施設の関連性を十分発揮できるようにしまして、お互いに相乗効果を図っていきたいと考えております。

それから、他の施設の調査状況でございますけれども、県内外の民間、それから公営のパークゴルフ場を調査させていただきました。同規模程度の18ホールです。これを調べました結果、使用料、利用料金なんですけれども1回のプレー料金は安いところは200円、無料のところも当然ございますけれども、200円から1,100円ぐらいまで非常に幅がございます。民間ですとかなりもっと、これは公営の値段が平均的な200円から1,100円ということになります。平均的には500円前後が多かったですね。

それから、利用者数なんですけど、やはり都市部、それから地方部、それから観光地などにある場所、要するに立地条件の違いによりましてかなりの幅がありまして、少ないところは数千人、多いところは数十万人と幅がございます。やはり都市部、観光地などでは利用者が非常に多い傾向でございます。

それから、施設の運営状況は、やはり今公営施設では指定管理者により運営を行っているところが多く見受けられます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員。

7番（景山岩三郎） では2回目の質問をさせていただきます。

1回目の質問で、今、課長が答えてくれました適正な使用料をどう求めていくかということでありましたが、そこでこの施設の運営や使用料を定めるに当たっては、市民を含めた第三者機関を設け、その意見を聞いたらどうかと思うんですけれども。従来使用料運営指針については、一部を除き市当局の示す額が基本になっておりましたが、住民参加による市民の声を聞く市民と協働による運営というものもこれから自治体で考えていったらどうかなと思うんですけれども。

そして、お客さんも来てもらわなくてはしょうがないわけですから、旭市には、飯岡荘というすばらしい施設があるんですから、お客さんが来たらそこへ少し割引とかできるとか、

支配人、ねえ。そういうこともぜひ考えてもらいたいと思います。

あと、トレーニングルームは市内に4か所ほどあるんですが、私もちょっと勉強不足だったんですけれども全部担当課が違うんですよね。これどういう目的で使えるかどうか、ちょっと説明していただけますか。お願いいたします。

そしてまた、旧旭市の時代に、北海道の幕別町ですかパークゴルフ発祥の地、視察に行ったときに、学校の体育の授業や総合学習で利用しているということをちょっと耳にしたことがあります。そこで、やはり老若男女、皆さんができるような施設になってもらいたいと思いますので、教育長どういうふうに考えているのかどうか、学校の体育の時間や総合学習で取り入れてはどうかと、私は思っております。その辺をちょっとご答弁願いたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、パークゴルフ場の運営について、私の方からお答えをさせていただきます。

今、景山議員からご指摘があったとおりでございます。いろいろな意味でかんぼの宿、あるいは飯岡荘のお客を招く一つ的手段にもこれを利用させていただきたい、活用させていただきたい、そのようなことで、その辺の相談は十分させてもらっています。これからも、どんな形で値引きをさせてもらうのか、その辺の検討を十分していきたい。

それと、先ほどの質問の内容にもございましたように、まさに健康づくりの場というのが一つの大きな目的でありますから、特に高齢者の皆さん方等にご利用をいただいたときには、月に1回やそこらはできれば除草等でお手伝いをいただいて、そのときにはどうするというようなことも含めて検討していきたい、そのように考えています。

今は、このパークゴルフ協会でありますけれども、既に100人くらいの会員が集まっているようです。この間も海上の方の皆さん方から、どこへ申し込んだらいいんだというような問い合わせもございました。ですから知っている方をご紹介しておきましたけれども、そういった会の代表の皆さん方にも入っていただいて、価格なり、運用の仕方というのを十分検討していきたい。そのように思いますし、学校の総合学習の時間なんかにもという話がございましたけれども、その辺も教育長の方をお願いをして積極的に活用ができるように、できれば高齢者の皆さん方と子どもたちの交流がそこでもてれば、なお心身の健康の面でいいのかなと、そんなことも考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、同様の施設ということで、まず、健康管理課所管の健康増進センターの方からご説明させていただきます。

健康増進センターは、高齢者の介護を予防するという目的で国庫補助金、介護予防拠点整備事業補助金を利用してできた施設でございます。

高齢者の介護予防ということから、施設の利用料は市内在住者の65歳以上は無料となっており、市内在住者の65歳未満の利用料は2時間以下は無料、2時間を超えた場合は、超えた1時間につき200円を徴収することになっております。

また、健康増進センターは、登録方式をとっておりますので、登録申請する際は健康状態を入念にチェックしまして、健康状態によっては医師の診断を仰ぐ場合もございます。

以上、健康増進センターの利用の形態について私の方から説明させていただきました。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 私の方からは、総合体育館にありますトレーニングセンターの関係。

総合体育館のトレーニングセンターにつきましては、ご承知のとおり健康増進、体力向上、つまり市民の皆様方の健康づくり、体力づくりの場として一般に供用をしております。毎年多くの方々に利用していただいております。平成18年度で言いますと年間3万9,106人の利用があります。過去5年間の実績を見ましても、同程度の利用をされている状況であります。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、市長からもお話がありましたように、このパークゴルフ場につきましては、過去にそこに視察に行ったときの状況をお聞きしたことがございますが、北海道でしたか、そこではやはり子どもたちもみんなそういうようなことでそれを活用しているというような報告をいただきました。まだ、どのようにということは施設等も見ておりませんのでわかりませんが、総合学習等、そういうところで子どもたちも老人と一緒にできるということがございますので、機会があれば学校にも研究してもらって活用させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、旭市健康福祉センターの関係につきまして申し上げますと、健康福祉センターにつきましては、この施設を利用しまして地域のコミュニティの醸成ですとか、それから高齢者の皆様を中心としました福祉の増進を図っていくということを目的に設置をしてございます。

その中に、トレーニング施設 先ほど都市整備課長の方からお話ありましたけれども、ございますが、これは、おふろを目的に来場される一般の方、そういう方につきましてもそうですが、また、介護予防を目的としました高齢者の皆さんまで幅広く利用をされていただいております。

それで、この利用につきまして申し上げますと、なかなか一般の方に開放をしてはおりませんが、一般の利用者の方はさほど多くはございません。それでトレーナーの指導のもとに介護予防の筋力トレーニングをされる高齢者の皆さんの利用が極めて多い、そういう状況となっております。

利用料につきましては、トレーニング施設を分けて利用料をちょうだいしているわけではございませんので、一般のおふろに入ってカラオケをなさる、そういうお客さんと一緒の料金をちょうだいしております。それで、1日利用ですと400円、月の登録で利用されるという方につきましては2,000円をちょうだいしております。平成18年度の実績で申し上げますと、トレーニングの部分が明確にはなっておりませんがおおむね年間4,000人くらいのお客さんにご利用をいただいておりますという状況になっております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員。

7番（景山岩三郎） 3回目のちょっと質問というよりも要望として答弁は要りませんから。

このパークゴルフ場は、近隣市にはないような施設です。そこで、旭に、先ほども課長より説明を受けましたけれども、飯岡、海上にも大変立派な健康に関しての施設があります。また、飯岡には飯岡荘という、サーファーのお客さんも大変来るし、そういうところなので、ぜひ相乗効果を期待するためにも、来たお客さんにやるなら多少の特典を上げますよとか、そういうことも一つ考えてもらいたいですね。

あと、休みになりますと海岸線はサーファーとか、いろいろなお客さんが来ますので、また特に高齢者の皆さんには優しい施設を考えてひとつお願いということで、一般質問を終わりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（ 4 番 伊藤房代 登壇 ）

4 番（伊藤房代） 平成19年6月第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。

今回、私は、4点の質問をさせていただきます。

1点目、妊婦健康診査について。

2点目、子育て支援について。

3点目、シルバー人材の雇用について。

4点目、年金問題について質問させていただきます。

まず1点目、妊婦健康診査について質問いたします。

公費による妊婦の無料健診、市町村が実施主体の回数は現在全国平均で2.14回、平成16年度実績となっています。費用は地方交付税措置ですが、従来国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成はおおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度は、子育て支援事業、これまで200億円と合わせて約700億円になりました。愛知県大府市では、妊産婦無料健診を従来の3回から15回に増やす。また、10月からは、中学卒業までの子どもの医療費を無料化する。妊婦には、母子健康手帳交付時に受診券が配布されるとなっています。奈良県橿原市の例ですが、妊産婦健診は1回の血液検査で1万2,000円から1万3,000円かかる、このうち7,210円を市が負担し、残りを本人が負担するとなり、出産までかなりの経済負担になるため助成制度を拡充してとの声で3回の無料となったと言われております。

我が旭市としましては、妊婦健康診査は、2回まで無料となっております。受けるべき健康診査の回数の原則は 妊娠初期から23週、4週間に1回、 妊娠24週から35週、2週間に1回、 妊娠36週以降分娩まで1週間に1回、厚生労働省の通知によりこれに沿って受診した場合妊娠初期から分娩まで、大体14回程度の健康診査の基準となり、健康診査を受けるように勧めなければなりません。妊産婦健診は出産まで約15回、出産後2回程度の健診を受けるのが一般的ケースです。15回から17回となれば、13回ないし15回は自己負担となり、大きな負担増になります。少子化の時代と言われております現在、安心して子どもを産めるよう

に妊婦健康診査無料健診の回数を増やすことはできないのでしょうか質問します。

2点目、子育て支援について。乳幼児医療費助成について。

県の通院費の助成対象は現在3歳未満(2歳児)までで、ことし10月から4歳未満(3歳児)までに引き上げられる。これに対し県内約半数の市町村は県より手厚い助成を行っていた。横芝光町が、昨年10月、対象を小学生までに拡充したほか、袖ヶ浦市も、ことし9月以降、小学生までとする。就学前までとしているのは千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、習志野市、勝浦市、流山市、八千代市、君津市、浦安市、印西市、南房総市、いすみ市、本埜村、東庄町、一宮町、睦沢町、長生村、沼南町、大多喜町、鋸南町が、8月には、市原市、我孫子市、四街道市、白井市、山武市、大網白里町、長柄町の7市町も引き上げる。5歳未満としているのは、佐倉市、8月から柏市、多古町も、また4歳未満としているのは松戸市、鎌ヶ谷市、八街市、8月から栄町もとなっています。入院費については、県が昨年8月に助成対象を就学前入院1日目からに拡大した。習志野市と大多喜町は、4月から入院費の助成対象を小学生までに拡大した。いすみ市、横芝光町、8月から市原市、9月から袖ヶ浦市も予定しているとのこと。他の市町村は就学前、または小学6年生まで、または中学3年生まで、医療費の無料化が進んでおります。旭市は、3歳未満までと聞いていますが市長としてはどのように考えているのか質問します。

3点目、シルバー人材の雇用について。

現在、高齢者の増加、団塊世代の時代と言われております。退職の年代になっても元気である方、働きたいと考える人もだれもが働き続けられるように、仕事の募集、採用における年齢制限の禁止、高年齢者雇用安定法が改正され、昨年2006年4月から定年が65歳未満の企業に対し(1)継続雇用制度の導入、現に雇用している高年齢者が希望するときは定年後も引き続いて雇用する制度。(2)定年の引き上げ。(3)定年制の廃止のいずれかの措置を講じなければなりません。

さらに、ことしの4月から、定年制廃止か、定年を70歳以上に引き上げる中小企業に最大160万円を支給するなどの定年引き上げ奨励金制度が始まります。

しかし、元気であり働こうと思っても、現実には自分には何の資格もない、経験もないという人もいます。そのシルバー世代の人たちに自分に合った仕事につくため、生きがいを持っていただくための支援はできないでしょうか。

例えば、植木職アシスタント講習や、在宅ヘルパー2級と介護事務講習、病院食調理アシスタント講習、施設警備スタッフなどの免許などを習得して、自信を持って再就職ができる

ように応援し、地域に住むシルバーの方々の地域の貢献、長年の地道な活動の蓄積、伝統は、シルバー年代の方々にとっても地域にとっても大きな財産であり、地域の発展にもつながり、生きがいにも通ずると考えます。いろいろと応援してはいかがでしょうか質問します。

4点目、年金問題について。

今、一番問題になっている年金問題の件ですが、年金記録が宙に浮いたり消えたりしている問題の対策を明らかにし、本来の年金額を受給していなかった場合、現行制度では差額を受け取れるのは過去5年分だけだが、時効を無くして全額受け取れるような法案をつくり、領収書以外の証拠でも年金を支払う考えをしました。しかし、本人申し出を前提とする申請主義としています。旭市では、佐原の社会保険事務所に行って申請をしなければなりません。私も年金のことでバスを使って佐原まで行き、順番の番号をもらい、2時間待って申請することができるかどうか相談をし、一日がかりで行ったことがありました。それでも、一日では結果が分からず、今度は予約をしてくださと言われてました。旭から一日がかりで佐原の社会保険事務所に行くこと、高齢で一日がかりで旭より佐原へバスに乗ってすぐに結果も出ない、分からないで帰ってくる。こんなことでは大変だと思います。社会保険事務所より月に一・二回でも旭市へ出張してきてもらえることはできないのでしょうか、市長より佐原の社会保険事務所に要請してはいただけないでしょうか質問します。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇ください。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 今回の伊藤議員の質問は課長答弁でと考えていたんですけども、市長にということで名指しがございましたから、2点ほどお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、子育て支援の問題で、乳幼児の医療費の助成という問題であります。

ご指摘のとおり、現在旭市では、医療費の助成については、県の基準と同様に3歳未満の子どもの入院、通院及び3歳から就学前の子どもが入院に要した医療費を助成しております。これを県が10月より子どもの入院、通院の対象を3歳未満から4歳未満に引き上げる予定ですので、それに倣って本市においても、その方向で今準備を進めているところでございます。

さらに、その上の年代までの助成という問題につきましては、これから担当の課の方と相談をさせていただきたい、そのようにお答えをさせていただきたいと思いません。前向きに少

し検討をさせていただきたいと思います。

それから、厚生年金の問題で、佐原の社会保険事務所を週に1回でも市の方に招けないか、ここで相談に応じれないかという問題でございますけれども、この件につきましては、佐原事務所の方へ要請は行わさせていただきたいと思います。ただ、その答えは少し時間をいただきたいと思います。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、私は1点目の妊婦健康診査についてご答弁させていただきます。

妊婦健康診査については、母子健康手帳を交付の際に公費で負担する医療機関委託妊婦一般健康診査受診票を交付しております。この受診票で2回の受診ができます。妊婦の無料健診拡大であります。伊藤議員おっしゃるとおり、厚生労働省からの妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知では13回から14回程度が望ましいということになっておりますけれども、財政厳しい場合においては、最低5回程度は公費負担を実施することが原則であるとの考えから、県内各市町村では対応を検討中ということでございます。本市におきましても、十分これについても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、伊藤議員のシルバー人材の雇用ということでお答えをいたします。

伊藤議員からは、継続雇用ですとか、それから定年の引き上げですとか、そういうお話ございましたが、高齢者雇用という、そういう広いとらえ方ですとなかなかお答えに難しい部分がございますので、社会福祉課の方が関係をしておりますシルバー人材センターにおける取り組みということに限ってお答えをさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターにつきましては、もう伊藤議員ご承知のように、定年を迎えた方や、家業を子どもさんに譲られた方、そしてもう就職は望まないけれども健康や生きがいのために仕事をしていきたいと考えていらっしゃる方々に対しまして、一般家庭の家事ですとか、専門的な技術を活用できる仕事などを引き受けて、そしてそれらを提供している公共的、広域的な団体で、常に会員は募集をしております。

いろいろな講座の持ち方というようなことでご質問ございましたが、県のシルバー人材セ

ンター連合会が厚生労働省の委託を受けまして行っておりますシニアワークプログラム事業という事業がございます。高齢者のこれは生きがい対策としまして、就業機会の確保を促進していくことを目的とした事業でございます。技能講習等を中心に実施をしておりますが、本日、発行をいたしました「広報あさひ」にも掲載をさせていただきましたけれども、ホームヘルパー2級の養成講座が今回実施をしますということで載せてございます。そしてまた、2月には経理の関係でいろいろと必要になってきますパソコンの講習会、これらも予定をしているところでございます。

そしてまた、市のシルバー人材センター独自の取り組みということでございますが、草刈り講習会ですとか、植木の刈り込み等の講習会、これらは毎年センターの方で単独で実施をしておりますし、今年度もこれから実施をさせていただく予定になっております。

いずれにいたしましても、シルバー人材センターに登録をいただいている方のおおむね6割、そしてまた、センターが受注をしております仕事の半分以上を、これらが一般的な軽作業を受注し、提供しているというようなことになっておりますので、必ずしも技術を必要とするそういう作業ばかりではございませんので、多くの皆様に会員としてご登録をいただくということを改めてお願いをさせていただきまして回答とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 再質問させていただきます。

1点目のところの妊婦健康診査の公費負担の回数、いわば給付の方法ですけれども、市町村が決めるということで、これから検討をして最低5回、市町村としても検討をしていくということでございますが、これからいつまでにどのような検討をするのかももう少し詳しく教えていただければと思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 実は、船橋市が市長会の会長をしてございまして、船橋市の方で、その辺のアンケートなどを今して、各県内市町村の意見をしております。それと、京葉地域の13市で当然船橋市も入っているんですけども、その京葉地区の協議会の中でも検討しているようでございます。それで、回数は大体今の案では5回程度というのは、その辺の形になると思いますけれども、健診項目と料金については、医師会とまたこれから交渉して船橋市の市長会の方で交渉していただけるというようなお話を聞いております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 例えば、5回程度の検討ということですがけれども、例えば補正を組んでやるとか、そういうことは考えておりませんか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 先ほども申し上げましたけれども、市長会の方では、一応平成20年の4月、来年の4月からということで話は進めているようでございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） これは要望になるかと思うんですけれども、私は、やはり愛知県の大府市のように、旭市でも、妊婦には、従来より12回増やし14回に、また産婦には新たに1回分を公費負担をし、ほぼ無料ですべての健診ができるように安心して産み、育てられるようにまた検討していただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

2点目の、子どもの医療費についてですけれども、例えば乳幼児医療費支給事業を、例えば子ども医療費支給事業に改めて、これは例なんですけれども、例えば、就学前まで入院、通院費を無料としていたものを大幅に拡充して、中学卒業まで、15歳の年度末まで入院、通院費ともに10月診療分から無料にするというような所得制限もない、そういうようなところも本当にありますので、私の思いとしましては、旭市もやはり子育て支援の一環としまして、せめて小学校まで入院、通院費ともに引き上げることはできないか、再度質問いたします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 小学校前までやりますと、財政的にはかなり厳しいものになるかと思えますけれども、もう一つとしては、自己負担の200円というのがあるんですけれども、その辺からちょっと検討させていただきたいなとは思っております。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 次の、3点目のところのシルバー人材の講座の開催ということで、もう少し、講座の拡大というものは考えておりますでしょうか。現在よりも増やすということは考えておりますでしょうか。質問いたします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） これシルバー人材センターの方の理事会等でご要望の作業のご依頼というんでしょうか、そういう部分での対応に合わせた形の技術の習得というようなことでの講座の持ち方、その辺を十分検討を加えながら適切に対応をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 例えば、シルバー人材センターの会員の方が指導して、例えば書道教室とか、生け花教室だとか、またいろいろなそういう教室の、年に何回、例えば年に2回だとか、そういうことは考えておりますでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） シルバー人材センターの方からそういう、場合によっては講師たるべき者の派遣という、そういうシルバーの受け方というものもあるんでしょうけれども、いずれにしても、今の生け花ですとか、そういう部分につきましては、生涯学習課の方の公民館活動等で違う部分でまた講座等を設けておりますので、そちらのPRを十分にさせていくような、そういう考え方でおります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 最後の4点目の佐原社会保険事務所の方からの出張ということで、以前、年金の相談で2か月に1回でしたかしら、やっていたかと思うんですけども、現在はその辺はどのようになっておりますでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 社会保険庁からの年金の出張相談でございますけれども、昨年の9月から奇数月、9月から始まりまして、2か月に一遍ずつやっております、ことしの3月までやっておりました。また、ことしにつきましては、一応7月からまたやっておいただく考えであったんですけども、今回の年金問題について、ちょっと社会保険事務所の方もだいぶ混乱しております、その辺について人がとられてしまうということで、今現在につきましては、先ほども市長申しましたように、再度うちの方で強く要請していくものがございますけれども、今現在いつから再開というのはちょっと見通しついておりません。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） そうしましたら、今やはり一番皆さん関心もあるし、また大事なときだと思いますので、どうかここは伊藤市長の方にお骨折りいただいて、月に最低2回は来ていただけるように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

向 後 和 夫

議長（嶋田茂樹） 続いて、向後和夫議員、ご登壇願います。

（20番 向後和夫 登壇）

20番（向後和夫） 20番、向後和夫です。

平成19年第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

それに先立ちまして、先般亡くなられました鈴木正道議員のご冥福の方を心からお祈りを申し上げます。

質問につきましては、飯岡の観光という中で、国民宿舎飯岡荘の新名称の公募についてお伺いをいたします。

合併後旭市は、農業産出額千葉県第1位、飯岡漁港に水揚げされる漁獲量は県内第2位という、食の郷として、また大都会の台所として、非常に重要な位置づけにあるわけであります。また医療圏人口100万人という旭中央病院を持つ医療の郷でもあります。

そして、交流の郷という中で、旭市の観光拠点として飯岡があるわけであります。飯岡の観光につきましては、旧飯岡町時代、少子・高齢化、また長引く不況の中で人口増を図るのは非常に難しいと、しかし九十九里浜の東端、飯岡漁港あり、飯岡灯台あり、そしてまた灯台から見る景観、朝日、夕日、夜景、それぞれが日本百選に選ばれております。また、後背地には、刑部岬を配し、そういった地の利を生かした観光による交流人口増を図ろうと、町と観光協会、町民と一体となりまして、1人でも多くの方々に飯岡においでをいただこうと努力を重ねてまいりました。

また、歴代の町長も、国・県との太いパイプを生かしながら、漁港を埋め立ててのみなと公園の整備、上永井展望館光と風の建設、国道126号灯台入り口から灯台までの道路の拡幅、駐車場の整備等、施設整備を行い、観光協会としては、観光飯岡をアピールのために、東京の主要駅において特産であるイワシ丸干し、そしてみりん干しの無料配布等を行い、また主

要駅に観光ポスターの掲示を行って飯岡観光のPRを図ってまいりました。

また、体育協会による冬の飯岡しおさいマラソン大会、町の有志による夏のいいおかYOU・遊フェスティバル、それぞれ18回、19回を迎え、観光飯岡の地名度アップに大きく貢献をしております。

そういった努力が実り、今飯岡を訪れる観光客は、100万人を超えてきております。そして、その飯岡観光の表玄関として国民宿舎飯岡荘があるわけでありまして。そしてまた、飯岡の旧町民にとりまして飯岡のシンボルでもあったわけでありまして。

私が、このように長々と飯岡の観光について述べてきた理由は、私は、今現在、飯岡の観光協会の会長をやっております。そして、過去、飯岡町観光協会も一体となって交流人口増に向けて頑張ってきたのですが、今回、名称を変更に当たりまして、私、意見を述べることもできずにこの名称変更が決まってしまうわけでありまして。どのような理由で新名称の公募が行われるのかお伺いをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 向後和夫議員の質問に対しまして、私の観光に対する思いを述べさせていただきます。そして、細部にわたりましては支配人の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

飯岡の向後議員、観光協会の会長を務めておいででございますけれども、皆さん方の観光に対する思いというのは、私ももう十分承知をさせていただいております。そういった中で飯岡荘が占めている位置というの、大きさというの十分理解をさせていただいております。

で、ご案内のように、飯岡荘を残念ながらこのところ実績が年々落ちてきておりまして、現在のままではなかなかお客様のニーズに応えられない。このままでいったんでは、あの飯岡の海岸の施設の拠点が維持ができなくなってしまう。そういった思いから、国民宿舎運営委員の皆さん方とこれまで毎月のように協議をさせていただいてまいっております。そして専門家の方々、コンサルタント、あるいはそういった道の方々の知恵をかしていただきながら、しっかりと経営診断をしていただいて、そしてどうしたらいいのかということになって、今のままでは少し難しいだろう。旭市には食材なら何でもそろうという非常に大きな利点というのがあるんだから、それを生かした食彩の宿という形がいいだろう、ということで、

議会の方にもこういった形にリニューアルがしたいという提案はさせていただいておりますけれども、そういった中で、名前も少し飯岡荘から変えた方がいいのではないのかという意見が出てまいりました。私自身も、向後会長と全く同じでありまして、この飯岡の拠点から飯岡荘の飯岡の名前をとってしまっているのかという話もさせていただきました。飯岡の区長会の会長も、この運営協議会の委員として加わっていただいておりますし、同時に商工会の飯岡の副会長、今商工会そのものは旭市全体一つになっておりますから、当時の会長が副会長を務めておられますから、その方にも加わっていただいております。そういった中で、飯岡という名前はしっかりと残した方がいいだろう。そういったお話もさせていただいて、この名称変更になってきているわけでありませう。

そんな意味で、これから観光協会の向後議員の方から、そういったお話も出たわけでありませうから、その辺をできれば、その後の事務手続きがどのくらいまで進んでいるのか、ちょっと私ははかりかねるところがありますものですから、その後は支配人に答えてもらいますけれども、もし、間に合うということで、飯岡の名前というものを残すという必要があるということであれば、その辺なんかも検討をさせていただきたい。そのように思います。

ともあれ、飯岡荘そのもの全体をリニューアルをして、それで相変わらず国民宿舎飯岡荘では少し売り込むのに弱いだらう。そういった意見が大半を占めていたというのが事実であります。

私からは、以上で、あとの細部に関しては、支配人の方からお答えをさせていただきたいと思っております。観光の拠点であるということには全く違いはございませんので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、向後議員のご質問、若干補足をさせていただきます。

名称の公募ということで、今までの経緯につきまして、若干説明させていただきます。

まず、国民宿舎経営ですけれども、飯岡荘を含めまして、現在全国で165の施設がございます。しかし、年々厳しい状況にあることは皆さん方ご存じのとおりでございます。

特に、やはり国民のレジャー意識がもうまるっきり変わってしまったというようなことがございまして、団体旅行から個人旅行へと、そんなふうに余暇活動が変わったということがございます。

なおかつ、食につきましては量から質を求める、そんな傾向が強くなりまして、魅力のな

い国民宿舎につきましては、ますます経営が悪化していくと、そんな状況にあるわけでございます。飯岡荘につきましても、例外ではございません。

そんなことから、昨年、ホテル、旅館専門の経営コンサルタントによりまして経営診断を実施をさせていただきました。その結果、老朽化施設の改善、それと経営システムの改善がなければ、経営の維持、継続は難しいと、このような結果を得たわけでございます。

そんなことで、国民宿舎運営委員会と協議をしまして、いわゆる経営改善計画ができ上がったわけですが、この計画ですが、従業員教育、これももちろんですが、これをはじめといたしまして、名称の変更、それと料理の改革、また料金体制、今回改正ということでお願いをさせていただきますけれども、料金の体制づくりが主なものでございます。

中でも、この名称変更でございますけれども、やはり新たな施設に生まれ変わるわけでございますので、そういった新しい施設に生まれ変わったというイメージ、それと、食彩の宿にふさわしい特色あるイメージを浸透させるということから、観光交流拠点施設として、利用促進に大きな効果が期待できると、そんなねらいがございます。

したがって、今回の公募につきましては、食彩の宿として生まれ変わります飯岡荘を、旭市の観光交流拠点施設としてイメージをしていただくと、そんなことが実はねらいでございます。いわゆる名前を聞いただけで施設の特色をイメージしていただける、そんなねらいがございます。

それと、今後のスケジュールですが、実はきょうから募集の開始をいたしました。早速朝からファクスが入っておりますけれども、7月の末まで公募をいたしまして、運営委員会の方で手続きをしていただきます。

先般お配りしてございますけれども、名称の公募の選定基準というのをお配りしてあると思っておりますけれども、いわゆる観光交流拠点としてイメージしていただくということを基本といたしまして、食彩の宿を特徴できる名称、また、旭市を対外的にアピールできるような名称、それと旭市の知名度が向上できる名称、そして国民宿舎としてふさわしい名称と、こういうような大きなくくりで基準を設けてあります。

さらに、これから選定に入りますけれども、委員でどうしても採用が困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができる。このような条件も設けてございます。したがって、きょうから募集を開始いたしますけれども、要綱につきましては、実は変更はできないわけですが、かねてから国民宿舎運営委員会の中で、やはり飯岡という名前を残してほしいと、こういう意見も実はございます。そんなことで、きょう、向後議員

からいただきました意見につきましては、やはり、運営委員会の方にお伝えいたしまして選定に入っていたらこうと、こんなふうを考えるものでございます。したがって、選定の基準につきましては弾力的に考えていくようになっておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員。

20番（向後和夫） それぞれの観光地において、名前を売り出すためには大変な努力を重ねてきておるわけでありまして。また、合併市町村においても、その土地土地の名の通った名称につきましては大切にしていこうということも叫ばれております。

ただいま支配人の答弁の中ではもう既に募集を開始したということでございます。私も、過去に飯岡荘の運営委員をやっており、また、観光協会についても二十数年観光に携わってきておるわけでありまして。そういった中で、私の提案として、飯岡町時代には飯岡荘の運営委員は、正副議長が参与、そして担当の常任委員長が運営委員ということで入っておりました。それに観光協会長を加えて非常に旭市のバランスのとれた発展にとりまして観光というのも大切であります。そういった面で、やはりそういった意見を聞いてもらう、述べさせてもらうと、そういった場もぜひ考えてもらいたいと思います。

先ほど、木内欽市議員の一般質問の中にありました。合併町村の中で合併後の不平不満というのはかなり出ております。そういった中で、こういった名称を変更する前には、事前によく検討されて、名前には、やっぱりそういった過去にいろいろな思いがあるわけでありまして、町民の思いを逆なでするような決定はしないように、事前に、十分に理由の説明ができるように、どうぞお願いをしたいと思います。

今、経済環境の変化の中で飯岡荘の経営も大変だろうと思います。しかし、飯岡荘は旭市の観光のシンボルであり、またバランスのとれた旭市の発展のためにも非常に重要であります。飯岡荘のさらなる発展を願い、一般質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員の一般質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は18日、定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時14分